

Factory-ONE 電脳工場 拡張ソリューション 利用許諾約款

第1条 (総則)

- ①株式会社エクス(以下「弊社」といいます)は、下記の弊社ソフトウェア(βテスト版を含みます。以下「本ソフトウェア」といいます)をインターネット経由で利用するクラウドサービス及びこれに付随するオプションサービス(以下「本サービス」といいます)に関し、お客様に適用される約款を以下のとおり定めます。本約款は、弊社とお客様との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。
- ②お客様が本サービスを利用する場合、本約款の内容に同意するものとします。同意いただけない場合、本サービスを利用することはできません。
- ③本サービスは、弊社のクラウドサービス「Extelligence」のアカウント管理機能を使用します。

【ソフトウェア名】 EX 在庫診断
EX 在庫シミュレータ
EXQR 現品照合
EX 調達価格シミュレータ

第2条 (本サービスの利用申込)

- ①本サービスの利用契約は、お客様が本約款に同意の上、弊社所定の利用申込みを行い、弊社がこれに承諾することにより成立します。
- ②次の各号の一つに該当する場合には、弊社は本サービスの利用申込みを承諾しないことがあります。
 - (1)弊社所定の利用申込みの手続きを行わなかったとき
 - (2)利用申込みを承諾することが不適当と弊社が判断したとき
 - (3)利用申込みの内容に虚偽入力、誤入力又は入力漏れがあったとき
 - (4)申込者が本約款で定める義務の履行を怠るおそれがあると判断されるとき
 - (5)申込者が反社会的団体又はこれに準じる者に該当するとき
 - (6)本サービスの提供元に起因する事情により本サービスを提供できない場合
 - (7)弊社が提供する各サービスについて、お客様が過去に弊社からその利用契約を解約もしくは解除され、又はサービスを停止されていた場合
 - (8)本サービスの利用目的が、弊社の競合他社など事業上の秘密を調査することであることが判明したとき
 - (9)その他利用申込みを承諾しないことにつき正当な事由があるとき
- ③前項の定めにより利用申込みを承諾しない場合には、弊社は申込者に対し、書面又は電子メールその他の方法により、その旨通知するものとします。

第3条 (本サービスの契約期間)

- ①本サービスの契約期間は、原則として、第1条第3項で定める Extelligence のアカウント管理機能で定めるものとします。
- ②弊社は、有償版の提供に先立ち、βテスト版(無償版)を弊社所定の期間提供することができるものとします。この場合、有償版への移行日等の詳細については、弊社がお客様に対し別途通知するものとします。

第4条 (お客様による解約)

お客様が本サービスの利用契約を解約する場合には、弊社所定の手続きに従い、解約月の前月末までに、弊社に対して解約の通知を行うものとします。なお、弊社所定の手続きに従わない場合には、解約の効果は生じません。

第5条 (再委託)

弊社は、お客様に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとします。この場合弊社は、当該再委託先に本約款に基づく弊社の義務を遵守させるとともに、当該再委託先の行為につき、お客様に対して責任を負うものとします。

第6条 (本サービスの利用条件等)

- ①本サービスの仕様、提供方法、利用料金、保守サービス等本サービスの利用条件に関する詳細は、

- 本約款に定めるものを除き、弊社がお客様に別途通知するか個別契約により定めるものとします。
- ②弊社は、本サービスに関する仕様又は操作方法及び正常に動作しない場合における原因調査、回避措置に関する質問を、お客様の本サービス利用に関する担当者（以下「担当者」といいます）から受け付けるものとします。なお、質問の受付・回答方法、及び受付時間帯・回答時間帯は、平日の10:00～17:00のとおりとします。

第7条（本サービスの利用環境等）

- ①お客様は、自己の費用と責任において、弊社が定める条件による端末設備（以下「端末設備」といいます）を設定し、本サービス利用のための環境を維持するものとします。
- ②お客様は、自己の責任と費用をもって、電気通信サービスを利用して端末設備をインターネットに接続し、固定のグローバルIPアドレスを使用して本サービスを利用するものとします。
- ③お客様による本サービスの利用は、特段の定めのない限り、前各項の方法により行われるものとし、お客様は、本サービス利用のために、弊社のデータセンターに立ち入りすることはできません。
- ④端末設備及び第2項に定めるインターネット接続環境に不具合がある場合、弊社はお客様に対して本サービスの提供の義務を負わないものとし、当該不具合によりお客様に損害が発生した場合には、お客様は自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
- ⑤弊社は、弊社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、お客様が本サービスの利用において弊社に提供、送信するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うこと、及びお客様に事前に通知した上で、お客様の本サービスの利用環境にログインすることをお客様はあらかじめ同意するものとします。

第8条（認証ID及び認証パスワード）

- ①お客様は、弊社に対して本約款に基づき開示する場合を除き、認証ID及び認証パスワードを第三者に開示、貸与、共有しないと、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（認証パスワードの適宜変更を含みます）するものとします。お客様は、認証ID及び認証パスワードを漏洩、紛失した場合及び認証ID及び認証パスワードを第三者によって不正に使用（以下「不正使用」といいます）された場合、速やかに弊社に届け出るものとします。
- ②認証ID及び認証パスワードの漏洩、不正使用から生じたお客様及びその他の者が損害を被った場合、弊社はその責任を一切負わないものとします。お客様の認証ID及び認証パスワードによる利用その他の行為は、すべてお客様による利用とみなすものとします。ただし、当該漏洩又は不正使用が弊社の故意又は重大な過失に起因する場合はこの限りではありません。
- ③第三者等の認証ID及び認証パスワードの不正使用により本サービスが利用された場合でも、当該行為は、お客様自身による利用とみなされることに同意し、お客様はかかる利用に対する利用料金の支払い、その他一切の債務を負担するものとします。また、当該行為により弊社が損害を被った場合、お客様は弊社に対し、当該損害を賠償するものとします。ただし、不正使用が弊社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。
- ④お客様の本サービスの利用に対するセキュリティを確保するため、弊社は、緊急の場合を含め、いかなる場合であっても、電話による認証ID及び認証パスワードの確認又は再発行の請求には応じないものとします。なお、紛失等により認証ID及び認証パスワードの確認又は再発行が必要な場合、お客様は、弊社が別途定める方法によりこれを請求するものとします。

第9条（本サービスの一時的な中断及び提供停止）

- ①次の各号の一つに該当する場合には、弊社は、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に中断又は停止することができるものとします。
 - (1)本サービスを継続的に提供するにあたり必要となるデータ等のバックアップを実施する場合
 - (2)本ソフトウェアの改良・最適化のためのメンテナンスを実施するにあたり、本サービスの一時停止を要すると弊社が判断した場合
 - (3)電気通信事業者（以下「通信業者」といいます）の通信設備又はこれに付属する設備の保守又は工事等の実施により弊社が本サービスを提供するにあたり必要なサーバ等の設備（以下「本サービス設備」といいます）がインターネットから遮断される場合
 - (4)本サービス設備の定期点検又は緊急保守を実施する場合
 - (5)弊社が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイルを提供されていない種類のコンピュータウイルスが本サービス設備に侵入した場合
 - (6)善良なる管理者の注意をもってしても防御しえない本サービス設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路での傍受がなされた場合
 - (7)本サービス設備のうち、第三者が提供するハードウェア、ソフトウェア及びデータベースの不

具合に起因して損害が発生した場合

(8)電力会社からの弊社又は通信業者への電力供給の中断その他やむを得ない事由が発生した場合

(9)天災地変その他の不可抗力又は弊社の責に帰することが出来ない事由により、本サービスを中断もしくは中止せざるを得ない場合

(10)お客様が本サービスの利用料金を2ヵ月遅延した場合

(11)法令上の規定に基づく場合

(12)弊社が本サービスの一時的な中断又は提供停止を必要と判断した場合

②前項の1号及び2号を除き、弊社はお客様に対し、本サービスの提供を一時的に中断又は提供停止することについてあらかじめ通知するものとします。ただし、緊急の場合にはこの限りではありません。

③第1項各号による中断又は停止については、必ずしも夜間に限定されるものではありません。

④第1項のいずれかに該当し、弊社が本サービスを提供できなかったことにより、お客様が損害を被った場合でも、弊社はその責任を一切負わないものとします。

⑤弊社が、第1項の定めに従って本サービスの提供を中断又は停止した場合であっても、お客様における本サービスにかかる利用料金の支払義務は消滅しないものとします。

第10条 (本サービスに関するセキュリティの確保)

①弊社は、本サービス設備の安全を確保するために、本サービス設備に弊社所定のセキュリティ防護措置を講じるものとします。なお、本サービス設備への不正なアクセス又は本サービスの不正な利用を完全に防止することを何ら保証するものではありません。

②お客様は、端末設備上で動作する本ソフトウェアには、既知及び未知のセキュリティ脆弱性が存在する可能性があることを了解するものとし、お客様の判断において、本ソフトウェアに対して、ライセンス、その他第三者より提供される修正ソフトウェアの適用その他必要な措置を講じるものとします。

③お客様の端末設備上で動作する基本ソフトウェア等のソフトウェアに存在する既知及び未知のセキュリティ脆弱性に起因してお客様又は第三者が損害を被った場合であっても、弊社はいかなる責任も負わないものとします。

④弊社は、本サービス設備に対して、又はこれを利用して不正侵入を試みる通信、本サービス設備の破壊を試みる通信、及び本サービスの利用不能等を試みる通信等（以下総称して「攻撃的通信」といいます）を検知するため、本サービス設備に侵入検知システム等（以下「IDS」といいます）を設置する場合があります。弊社は、IDSにより、本サービス設備に対して、又はこれを利用してなされる通信が攻撃的通信であるか否かを判断するため、本サービスと外部との通信の内容を確認することがあります。お客様は、IDSにより、当該通信の内容が確認されることがあることを、あらかじめ了解するものとします。弊社は、IDSにより得られた攻撃的通信の記録の集計・分析を行い、統計資料を作成し、本サービスの安全性向上等のために限定して利用、処理するものとします。また、お客様は、弊社が作成した統計資料が、コンピュータセキュリティの研究、開発、改善、啓蒙その他の目的のために公表されることがあることを、あらかじめ了解するものとします。

第11条 (本サービス設備及び端末設備の障害等)

①弊社は、本サービス設備等について障害が生じたことを知ったときは、修理又は復旧のため必要な手段を講じることとします。

②前項の修理又は復旧のために必要がある場合、弊社はお客様に対して協力を依頼することができるものとし、お客様は合理的な範囲においてこれに応じるものとします。

③お客様は、本サービスを受けることができなくなった場合、端末設備及び接続回線に故障のないことを確認の上、その旨弊社に通知するものとします。

④前各項のほか、弊社とお客様は、本サービスの不具合、障害発生的事实又は本サービスの提供に支障をきたし、又はそのおそれがある事実を知った場合、当該事故の事由によらず、遅滞なく相手方に通知の上協議を行い、対応措置を決定するとともに、速やかに決定した対策を分担又は相協力して実施するものとします。

第12条 (本サービスの利用に関する責任)

①お客様は、弊社提供物を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

②本サービスの利用により生じる結果及び本サービスを用いて行った結果については、その理由の如何にかかわらず、お客様が一切の責任を負うものとし、弊社はその責任を負わないものとします。

③お客様は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由により第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者よりクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとし、弊社は一切その責任を負わないものとします。お客様が本サービスの利用に伴い、第三者より損害を被った場合又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様としま

- す。
- ④本サービスを利用してお客様が弊社に提供又は送信する情報については、お客様の責任で提供されるものであり、弊社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
 - ⑤端末設備のシステム負荷、システムの不具合によるデータの破損・紛失等については、お客様が一切の責任を負うものとし、弊社はその責任を負わないものとします。
 - ⑥お客様が本サービスの利用により取扱うデータの破損・紛失等については、いかなる場合でも、お客様が一切の責任を負うものとし、弊社はその責任を負わないものとします。
 - ⑦お客様が故意又は過失により弊社に損害を与えた場合、弊社に対して当該損害を賠償するものとします。

第 13 条 （お客様情報の届出等）

- ①お客様は、利用契約の締結時に、会社名、住所、担当者氏名及びメールアドレス等の情報を、弊社指定の方法により弊社に届け出るものとします。
- ②お客様は、前項の届出事項に変更がある場合は、遅滞なく、弊社に通知するものとします。なお、お客様が本項に定める通知を怠ったことのお客様が損害を被った場合であっても、弊社はその責任を一切負わないものとします。
- ③本サービスの利用に関する弊社との連絡・確認等は、①で弊社に届け出たお客様の担当者を通じて行うものとします。
- ④前項の担当者に変更が生じた場合、お客様は弊社に対し、速やかに通知するものとします。
- ⑤お客様は、弊社からの電子メールについて、お客様が届け出たメールアドレスに確実に到達しうるようにし、弊社から連絡があった場合は、これに対して遅滞なく応答するものとします。
- ⑥弊社は、お客様に対し、有益と思われるサービスや弊社ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を、法令等に定める適正な手続きに従い、電子メールで送信する場合があります。この場合、弊社が送付したメールやファイルが使用するお客様のディスク容量はお客様の負担とします。

第 14 条 （禁止事項）

- ①お客様は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
 - (1)弊社もしくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - (2)本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - (3)利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4)他社を誹謗中傷する等、その名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (5)詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれのある行為
 - (6)わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - (7)無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (8)第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (9)コンピュータウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (10)第三者の設備等又は本サービス設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為
 - (11)無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は与えるおそれのある行為
 - (12)本ソフトウェアもしくは弊社より提供されるプログラム等に対するリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等を含む一切の解析、翻案行為
 - (13)国内外の諸法令もしくは公序良俗に違反し、又は弊社もしくは第三者に迷惑もしくは不利益を与える行為
 - (14)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
 - (15)その他本サービスの利用にあたり、弊社が不適切と判断されるお客様の行為
- ②お客様は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに弊社に通知するものとします。
- ③弊社は、お客様の本サービスの利用に関して、お客様の行為が第 1 項各号のいずれかに該当するものであること又はお客様の提供した情報が第 1 項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、お客様への事前の通知もしくは催告を要することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第 1 項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。
- ④弊社は、お客様の行為又はお客様が提供、送受信もしくは登録する（お客様の利用とみなされる場合も含みます）情報を監視する義務を負いません。また、第 1 項各号の事由が解消された場合で

- も、弊社は第3項により削除した情報を現状に復帰する義務を負いません。
- ⑤お客様が第1項各号に該当する行為を行った結果、弊社に損害が発生した場合には、お客様は当該損害を賠償するものとします。

第15条 (秘密情報の取り扱い)

- ①お客様及び弊社は、本サービスの利用に関し相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、提供の際に秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、開示を受けた相手方が次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報とはみなされないものとします。
- (1)既に公知、公用となっている情報
 - (2)開示を受けた後正当な権限を有する第三者より入手した情報
 - (3)開示を受けた者が開示された情報によることなく独自に開発したことを証明できる情報
 - (4)開示を受けた後、開示を受けた者の責によることなく、公知公用となった情報
 - (5)開示を受ける以前に開示を受けた者が既に知得していたことを証明できる情報
 - (6)法律の規定により開示が必要とされる情報
- ②秘密情報の開示を受けた者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
- ③秘密情報の開示を受けた者は、相手方より提供を受けた秘密情報を事前に相手方の書面による承認を得ることなく、本サービス利用遂行以外の他の目的に使用してはならないものとします。
- ④秘密情報の開示を受けた者は、相手方の要請があったときは資料等を相手方に返還し、秘密情報が端末設備又は本サービス設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。
- ⑤本条の規定は、お客様の本サービス利用終了後、3年間有効に存続するものとします。

第16条 (個人情報の取り扱い)

- ①弊社がお客様より取得した個人情報は、本約款に記載する目的又は機能を達成するために弊社が独自に収集するものです。弊社は、取得した個人情報を事前にお客様の承諾を得ることなく当該目的以外の用途で使用することはありません。
- ②お客様より提供いただいた個人情報に関する取扱いについては、弊社が別途定めるプライバシーポリシー (<https://www.xeex.co.jp/security/privacy-policy>) によります。
- ③EXQR 現品照合でのお客様によるアプリケーション・ソフトウェアのダウンロード及び利用にあたり、Appleの運営するダウンロードサイト「AppStore」(以下「AppStore」といいます)において入力した個人情報については、Appleによって管理されます。当該個人情報にかかる疑義又は紛争が発生した場合、当該疑義又は紛争についてはお客様とAppleとの間で解決するものとし、お客様は弊社に対して何らの請求または苦情の申立ても行わないものとします。また、Appleが当該個人情報を第三者に開示又は提供したことによりお客様が損害を被ったとしても、弊社は賠償等一切の責任を負わないものとします。

第17条 (バックアップ等)

弊社は、システム保安上の理由等により、データ等をバックアップします。ただし、当該バックアップは、データ等の保全を目的とするものではなく、弊社がお客様からのバックアップデータの提供要求に応じる場合であっても、弊社は当該データの完全性等を含め何らの保証もしません。

第18条 (利用料金の支払い)

- ①お客様は、個別契約に別段の定めがない限り、弊社による本サービス提供の対価として、月額料金又は年額料金及びこれにかかる消費税等相当額（以下「利用料金」といいます）を本約款第3条第1項により弊社が承諾した日以降、弊社所定の方法により、弊社が指定する期日までに弊社に支払うものとします。ただし、当該期日が金融機関の休業日にあたる場合には、その前日に支払うものとします。なお、支払いにかかる手数料は、お客様の負担とします。
- ②本サービスの利用契約の途中でライセンス数の変更等により利用料金に増減が生じた場合には、お客様は、当該変更等が生じた利用月より変更にかかる料金を利用料金に反映して支払うものとします。
- ③弊社が本約款第9条第1項の定めにより、本サービスを一時的に中断又は停止した場合であっても、お客様は、かかる期間に対応する利用料金を弊社に支払うものとします。
- ④経済情勢、公租公課等の変動又は本サービス内容の変更により、利用料金の額が不相当となった場合には、弊社は利用契約の期間内であっても、利用料金を変更することができるものとします。
- ⑤第1項の利用料金は、個別契約等において別段の定めがある場合を除き、本サービスのサービス開始日が暦日の初日以外又は本サービス終了日が末日以外となった場合であっても、お客様は本サービスの利用月にかかる利用料金全額を支払うものとします。
- ⑥第1項の利用料金が月額料金である場合において、第3条で定める契約期間の途中でお客様により

- 利用契約が解約された場合、弊社に対し、残存期間に相当する月額料金を支払うものとします。
- ⑥第1項の利用料金が月額料金である場合において、第3条で定める契約期間の途中でお客様により利用契約が解約された場合でも、お客様が弊社に対してお支払いいただいた利用料金は一切返金されないものとします。
 - ⑦利用契約がその終了事由の如何を問わず終了した場合、お客様が弊社に支払った利用料金は一切返金されないものとします。

第19条（消費税及び遅延利息）

- ①お客様は、利用料金にかかる消費税等相当額を負担するものとします。また、将来において消費税等相当額の税率の変更が行われた場合、利用料金にかかる消費税等相当額は、当該変更後の税率に基づき増額又は減額されるものとします。
- ②お客様は、利用料金その他の金銭債務（延滞利息を除きます）が支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から完済日までの日数について、年14.6%（年365日日割計算）の割合で算出した額を弊社に対し支払うものとします。

第20条（弊社による解約）

- ①弊社は、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、お客様への事前の通知もしくは催告を要することなく、本サービスの提供を停止し、又は利用契約の全部もしくは一部を解約することができるものとします。
 - (1)本サービスの利用申込の内容に虚偽入力又は入力漏れがあった場合
 - (2)本約款第2条第2項5号に該当することが判明した場合
 - (3)本約款第2条第2項8号の利用目的であることが判明した場合
 - (4)本約款第14条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合
 - (5)支払停止又は支払不能となった場合
 - (6)手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (7)差押、仮差押もしくは競売の申立があった場合又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (8)破産、会社更生手続開始もしくは民事再生開始の申立をした場合又は申立を受けた場合
 - (9)信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (10)監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (11)解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (12)本約款に規定する条項に違反した場合
 - (13)その他弊社がお客様との利用契約を継続することが困難であると判断した場合
- ②お客様は、前項による利用契約の解約の時点で未払いの利用料金等弊社に対する債務がある場合には、当該債務について直ちに期限の利益を失うこととします。

第21条（本サービスの廃止）

- ①弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。
 - (1)本サービス廃止日より12ヶ月の予告期間においてお客様に通知した場合
 - (2)本サービスの提供元に起因する事情により、本サービスを提供できない場合
 - (3)本サービス設備等のうち、弊社の製造・開発にかからないソフトウェア、ハードウェア等の提供元が、その製造、販売、使用等を停止し、もしくはそれらのサポートが終了となった場合
 - (4)天災事変等不可抗力により、本サービスを提供できない場合
 - (5)弊社が本サービスの提供の廃止を決定した場合
- ②前項に基づき、本サービスを廃止したときは、本約款に定める場合を除き、弊社は何ら債務を負うことなく、利用契約は終了するものとします。

第22条（本サービス利用終了後の措置）

- ①終了事由の如何にかかわらず利用契約が終了した場合、お客様は、本サービスにおいて弊社より提供されたプログラム（カスタマイズされたプログラムを含みます）があるときは、本サービス終了後、必ずアンインストールするものとし、本サービスに付随して弊社より提供された資料等があるときには、速やかにすべて破棄するものとします。弊社はおお客様に対し、利用契約終了日の翌日から本サービスの提供及び本サービスに関するサポートの提供等の一切の義務を負わないものとします。
- ②終了事由の如何にかかわらず利用契約が終了した場合、弊社は、本サービス設備等のデータ領域に登録又は蓄積されたデータ等（以下「登録データ」といいます）をお客様に通知することなく削除するものとします。なお、これによりお客様に何らかの損害が生じた場合でも、弊社はその責任を負わないものとします。

- ③前項にかかわらず、利用契約の終了前にお客様より登録データの提供要求があった場合、別途協議の上、弊社は提供可能な登録データをお客様に提供します。この場合、提供にかかる作業費はお客様が負担するものとします。なお、弊社がお客様からの登録データの提供要求に応じる場合であっても、弊社は当該データの完全性等を含め何らの保証もしません。

第 23 条 （権利の帰属）

- ①本サービス及び本サービスに付随して弊社より提供される資料等に関する著作権、特許権、商標権、意匠、ノウハウ等の知的財産権及びその他の一切の権利は、弊社に帰属するものとします。
- ②お客様は、本サービスに付随して弊社より提供される資料等について、本サービスの利用範囲内に限り、これを使用することができます。
- ③お客様は、本サービスを利用するにあたり、本サービスに付随して弊社より提供される資料等に関する知的財産権を取得するものではないことをあらかじめ承諾するものとします。

第 24 条 （保証の制限）

弊社は、本サービスがお客様の特定の目的に適合していること、期待する機能、商品的価値、有用性を有すること、並びに不具合が生じないことを含め、本サービスに関して明示的にも黙示的にも一切の保証はしません。

第 25 条 （責任の制限）

- ①弊社の責に帰すべき事由により、お客様が、本サービスを全く利用できない（本サービスの仕様書に定めるお客様固有の環境を全く利用できないことをいい、弊社が本サービスを全く提供しない場合もしくは本サービスの支障が著しく、その支障が全く利用できない程度の場合をいい、以下「利用不能」といいます）ためにお客様に損害が発生した場合、お客様が本サービスを利用不能となったことを弊社が知った時刻から起算して 24 時間以上利用不能の状態が継続したときに限り、弊社は、当該利用不能の状態が発生した月から遡って 1 年間にお客様が弊社に支払った利用料金の合計額を限度として賠償責任を負うものとします。ただし、弊社の責に帰することができない事由から生じた損害、弊社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、弊社は賠償責任を負わないものとします。本サービスの利用不能に関して弊社が負う法律上の責任は、本項に定める範囲に限られるものとします。
- ②本サービスが利用できない事象に関して弊社が負う法律上の責任は、前項に定める範囲に限られるものとします。なお、次の各号に掲げる事由は、弊社の責に帰することができない事由（ただしこれらに限られません）であり、弊社は、当該事由に起因してお客様に生じた損害については、いかなる法律上の責任も負わないものとします。
- (1)本ソフトウェアの改良・最適化のためのメンテナンスの実施
 - (2)天災事変その他当事者の支配を超える不可抗力の発生
 - (3)行政機関又は司法機関による業務を停止する旨の命令
 - (4)お客様の端末設備及びクライアント環境の不具合
 - (5)コンピュータ上で動作するソフトウェア（弊社又はお客様が用意したもの）の不具合
 - (6)お客様が本サービス環境及びコンピュータ等に施した設定の不具合
 - (7)本サービスに接続するためのネットワーク回線の不具合
 - (8)お客様による不正な操作
 - (9)第三者からの攻撃及び不正行為
 - (10)その他上記に類する不正行為
- ③前各項にかかわらず、お客様においてβテスト版をご利用中に発生した損害については、弊社の帰責事由の有無を問わず、弊社は一切責任を負わないものとします。

第 26 条 （契約上の地位の処分禁止等）

- ①お客様は、利用契約に基づくお客様の地位及び利用契約によって生じる権利について、これを第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することはできません。
- ②相続又は法人の合併等によりお客様の地位が承継された場合、当該地位を承継したお客様は、速やかに書面によりその旨弊社に通知するものとします。ただし、お客様が死亡もしくは倒産した場合、弊社は利用契約を解約又は解除する場合があります。
- ③弊社は、お客様に通知することにより利用契約上の地位を譲渡することがあります。

第 27 条 （反社会的勢力の排除）

- ①弊社及びお客様は、自己又は役員、実質的に経営に関与する者、従業員が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証するものとします。
- ②弊社及びお客様は、自ら又は第三者を利用して、暴力、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的な要求行為、

詐欺的な行為、業務を妨害する行為、名誉、信用等を毀損する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し、保証するものとします。

- ③弊社及びお客様は、それぞれの相手方が本条に違反した場合、催告、通知その他の何らの手続きを要することなく即時に本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、解除権の行使は、解除権を行使した当事者から相手方に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。
- ④前項による契約解除によって、本条に違反し契約解除された当事者に損害が発生した場合でも、解除権を行使した相手方に対して何ら損害賠償の請求を行わないものとします。

第 28 条 (通知方法)

- ①本約款に基づき弊社がお客様に対して行う通知その他の連絡は、弊社ホームページによる掲示、電子メール、書面等の方式のうち、適切かつ合理的な方式で行います。
- ②前項の通知その他の連絡は、お客様の届けに従って行います。お客様の届け出た連絡先が事実とは異なるために通知その他の連絡がお客様に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- ③通知その他の連絡を電子メールにより行った場合は、弊社がお客様の届け出た連絡先のアドレスに電子メールを送信した時点で到達したものとみなし、弊社ホームページへの掲載により行った場合は、インターネット上に配信された時点で到達したものとみなします。

第 29 条 (本約款の変更)

- ①弊社が約款を変更しようとする場合、次項で定める方法により、変更の内容及び効力発生時期を周知し、効力発生日から変更の効力が生じるものとします。
- ②本約款の変更に関するお客様への周知の方法は、弊社が適切と判断する方法（弊社ホームページ上での表示、お客様に対する電子メールでの通知等の方法を含みますが、これに限定されません）とします。
- ③第 1 項による変更の内容について、同意しないお客様は、効力発生日までに本サービスの利用を解除することができます。

第 30 条 (準拠法及び管轄裁判所)

本約款及び本約款に基づくお客様と弊社との関係は、抵触法の定めにかかわらず、日本国の法令に準拠するものとします。なお、お客様と弊社は、本約款に起因して生じる問題については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、これを解決するものとします。

第 31 条 (疑義解釈)

本約款に定めのない事項及び定められた条項について疑義が生じた場合は、当事者双方誠意をもって協議の上、解決することとします。

2023年1月31日制定
2023年9月30日改定
株式会社エクス